

修斗、ブラジリアン柔術、キックボクシング、総合格闘技道場

# PARAESTRA 綾瀬

## 契約書

第一条 本書は体験練習を希望する\_\_\_\_\_（以下甲とする）と、パラエストラ綾瀬（以下乙とする）との間に交わされた契約書である。

第二条 甲が乙にて受講する体験練習は、原則として一度限りとする。

第三条 甲が乙にて受講する体験練習では、原則としてスパarringは行わない。

第四条 甲が乙の所有する器物および施設に対して、故意に損傷を与えてはならない。もし損傷を与えた場合は、甲は乙の請求する損害賠償を受け入れる。

第五条 乙に関する施設で行う体験練習中に起きた怪我や事故について、甲は乙に対して一切の保証を請求しない。

甲：本人署名\_\_\_\_\_ 印

甲が18歳未満の場合は、保護者の承諾が必要です。

上記の者の乙への体験練習を認めます。

保護者署名\_\_\_\_\_ 印

乙：パラエストラ綾瀬

東京都足立区綾瀬4-24-13 水垣ビル1階

代表 大内 敬

修斗、ブラジリアン柔術、キックボクシング、総合格闘技道場

# PARAESTRA 綾瀬

## 契約書

第一条 本書は体験練習を希望する\_\_\_\_\_（以下甲とする）と、パラエストラ綾瀬（以下乙とする）との間に交わされた契約書である。

第二条 甲が乙にて受講する体験練習は、原則として一度限りとする。

第三条 甲が乙にて受講する体験練習では、原則としてスパarringは行わない。

第四条 甲が乙の所有する器物および施設に対して、故意に損傷を与えてはならない。もし損傷を与えた場合は、甲は乙の請求する損害賠償を受け入れる。

第五条 乙に関する施設で行う体験練習中に起きた怪我や事故について、甲は乙に対して一切の保証を請求しない。

甲：本人署名\_\_\_\_\_ 印

甲が18歳未満の場合は、保護者の承諾が必要です。

上記の者の乙への体験練習を認めます。

保護者署名\_\_\_\_\_ 印

乙：パラエストラ綾瀬

東京都足立区綾瀬4-24-13 水垣ビル1階

代表 大内 敬